



市民が地域で **元気** に **活動** できる 仕組みをつくりましょう!

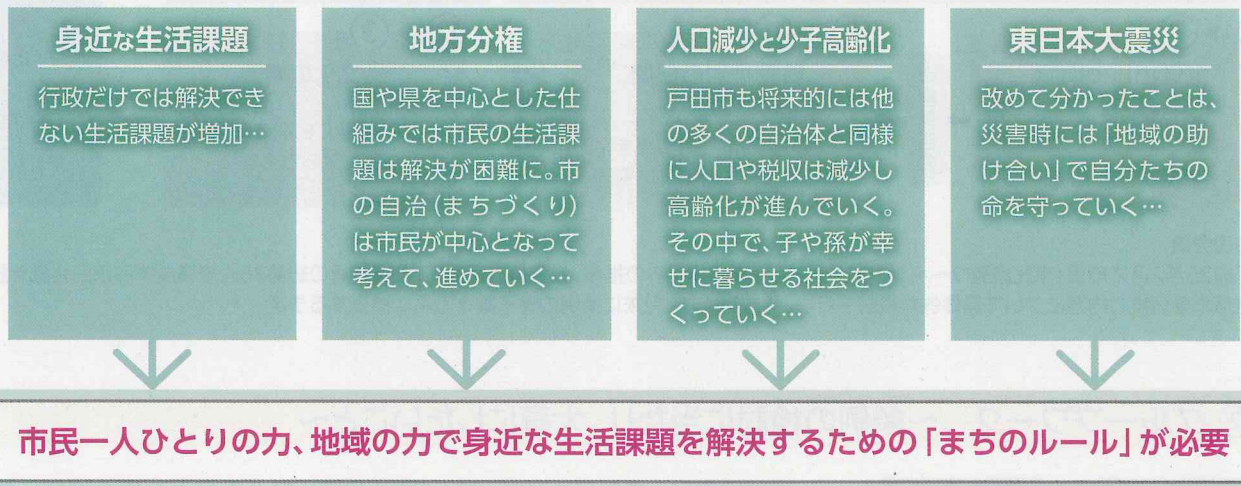


現在、市民の皆さんと協働で、
戸田市独自のまちづくりの理念や基本的なルールを定める
「戸田市自治基本条例」の制定作業に取り組んでいます。



なぜ、自治基本条例が必要なのか?

自治基本条例の必要性について、身近な生活課題、地方分権、人口減少と少子高齢化、東日本大震災などをキーワードに、次のとおり整理しました。



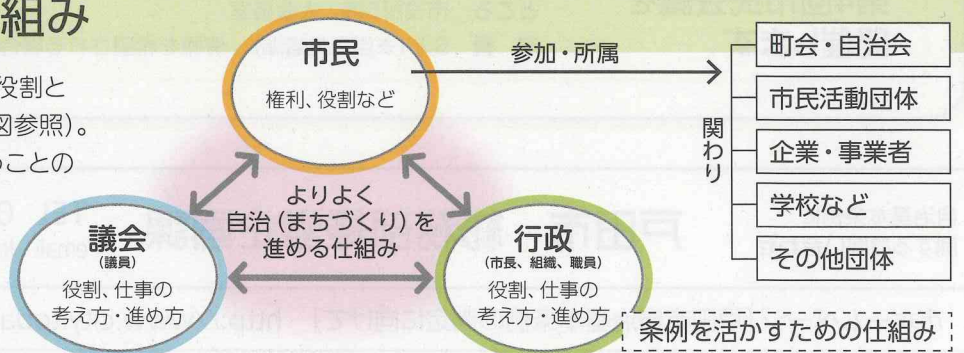
3つのコンセプト

市民の皆さんと次の3つのコンセプトのもと、戸田市にふさわしい条例をつくります。

- 1 条文ではなく、「自治」をつくっていく。
- 2 身近な課題を解決するための仕組みを構築していく。
- 3 制定作業を進めながら、協働の第一歩につなげていく。

自治基本条例の骨組み

自治の担い手である市民、議会、行政の役割とまちづくりの仕組みを整理しました(右図参照)。これらの担い手がそれぞれ力を出し合うことのできる仕組みを考えていくことが、自治基本条例の骨組みとなります。



3月16日(土)に第2回市民会議を開催しました。

① 条例のイメージや会議の進め方などを意見交換

アドバイザーである相模女子大学教授の松下啓一さんから、他の自治体の自治基本条例の紹介後、次のような助言をいただき、委員の皆さんと意見交換を行いました。



地方自治法には、市民の暮らしを維持し豊かにするための仕組みなどについては規定されていない。この不足部分を市の自治基本条例で補う。

まちづくりの主体である市民、議会、行政が元気に活動できる仕組みなどを検討し、条例に規定する(右図参照)。

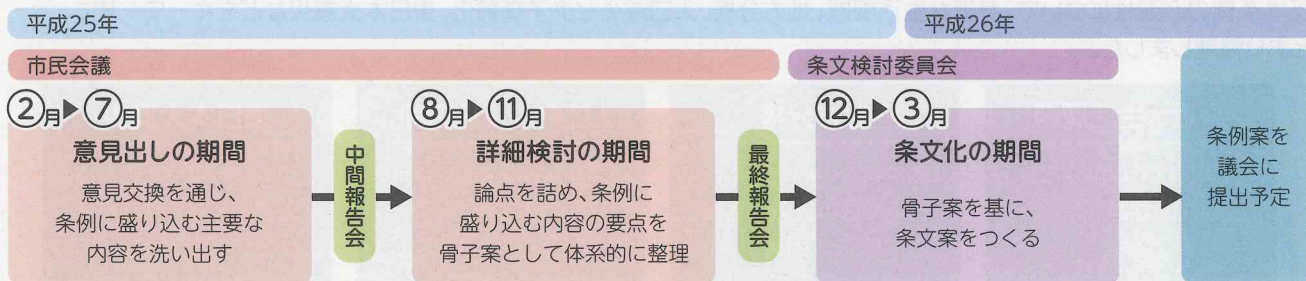
昨年9月から4か月間にわたり市民協働ワーキングメンバーが実際にまちに出て、様々な人に意見を聴き、検討した「自治を進めるためのヒント」を条例案の作成に活かしてほしい。

自治基本条例のイメージ



各主体が元気に活動できる仕組みをつくっていく

また、今後の会議の進め方についても意見を交換し、下図のスケジュールのとおり行うことになりました。



※市民会議

平成25年2月に市民(市民協働ワーキングメンバー、各種団体からの推薦、公募の市民委員)と市職員の総勢35人で構成する市民会議を設置。自治基本条例案の内容について具体的な検討を行い、平成25年11月末に条例の骨子案を市長に提言する予定

② グループワーク ～条例の検討に当たり、大事にしたいこと～



市民協働ワーキングメンバーが、子育てや防災などの身近な生活課題に関する実態調査を行い、平成25年1月に報告書にまとめました。第2回市民会議では、この報告書の中からメンバーが大事であると感じたキーワードなどについて意見交換を行い、「自治を楽しむ」「温かな眼差し」「交流」「情報の共有化」「自己責任」「地域ブランド」など多くのキーワードが挙げられました。今後、これらのキーワードを整理し、条例に盛り込む内容を具体的に検討していく予定です。

〈傍聴のご案内〉
第4回市民会議を
開催します

と き 5月11日(土)、午後2時～ ※開場:午後1時30分

と ころ 市役所5階 大会議室

定 員 5人(※当日先着順) 傍聴を希望される場合は、直接会場へお越しください。

自治基本条例に
関するお問い合わせ

戸田市 総務部経営企画課

TEL 048-441-1800 (内線439)

email kikaku@city.toda.saitama.jp

市ホームページ「戸田市自治基本条例の制定に向けて」 <http://www.city.toda.saitama.jp/458/457779.html>